

令和2年第4回知内町議会定例会

- ◎ 招集年月日 令和2年12月10日(木)
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 令和2年12月10日(木) 午前9時45分
- ◎ 閉会日時 令和2年12月10日(木) 午後1時14分

◎ 出席議員

4番	五十嵐 捷 爾	8番	木 村 一
5番	吉 田 峰 一	9番	谷 口 康 之
6番	松 井 盛 泰	10番	伊 藤 政 博
7番	笠 松 悦 子		

- ◎ 会議録署名議員 8番 木 村 一 9番 谷 口 康 之

- ◎ 欠席議員 1番 成 澤 五 郎 2番 山 田 顕 人

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町 長	西 山 和 夫
副 町 長	大 野 樹
総 務 課 長	西 野 俊 一
生活福祉課長	鳴 海 英 人
保健センター長	(鳴 海 英 人)
地域包括支援センター長	(鳴 海 英 人)
税 務 会 計 課 長	佐 藤 辰 治
産 業 振 興 課 長	三 原 知 明
政 策 調 整 課 長	長 谷 川 将 之
建 設 水 道 課 長	佐 藤 和 人
教 育 長	本 間 茂 裕
学 校 教 育 課 長	帰 山 亮 一
社 会 教 育 課 長	松 本 泰 行
スポーツセンター長	(松 本 泰 行)
知内高等学校事務長	南 和 敏
学校給食センター長	(帰 山 亮 一)
代 表 監 査 委 員	西 内 貞 治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	森 永 茂
議 事 係 長	東 出 朋 也

令和2年第4回知内町議会定例会議事日程

(第1号)

令和2年12月10日(木) 午前9時45分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 8番、木村一君、9番、谷口康之君
第 2		会期の決定について
第 3		議長の諸報告
第 4		町長の行政報告
第 5	委員会報告 第 1 号	総務文教常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)
第 6	委員会報告 第 2 号	経済民生常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)
第 7		追跡質問
第 8		一般質問
第 9	議案第1号	令和2年度知内町一般会計補正予算(第10号)について
第10	議案第2号	令和2年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) について
第11	議案第3号	令和2年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)に ついて
第12	議案第4号	令和2年度知内町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
第13		議長の諸報告(議会運営委員会委員の指名報告)
第14	議長発議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (伊藤政博)

おはようございます。

令和2年第4回知内町議会定例会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日、欠席通知のあった議員は、1番、成澤五郎君、2番、山田顕人君であります。

只今の出席議員数は、7人です。

定足数に達していますので、令和2年第4回知内町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長 (伊藤政博)

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、木村一君及び9番、谷口康之君を指名します。

● 会期の決定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第2、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から明日、11日までの2日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から明日、11日までの2日間に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第3、『議長の諸報告』を行います。

令和2年第8回知内町議会臨時会以降における議長の諸報告並びに、町長はじめ特別職・管理職員の出席状況については、お手元に配布のとおりでありますのでご了解願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

● 町長の行政報告

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第4、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町長（西山和夫）

皆さん、おはようございます。今、札幌、旭川中心に新型コロナウイルスが感染拡大を続けております。昨日の状況でありますと、渡島にも7名、函館市にも7名、もう目の前に市中感染の状況にあるだろうと思っておりますので、是非皆さんにもマスク、消毒、そして換気、この3つを柱に感染拡大防止をしていただきたいと思います。どうぞよろしく願います。

それでは、行政報告をさせていただきます。

令和2年度しりうち対話集会の開催についてであります。10月2日から10月30日ま

で13町内会全て終了をさせていただきました。町からの説明と致しまして、今年度完成した洪水ハザードマップ、そして新型コロナウイルス感染症に関わる対策事業、また教育委員会より学校統合などについて説明を行い、出席者と意見交換をさせていただいたところがあります。数多くのご意見をいただき、真摯にこれからも町政運営をさせていただきたいと思っておりますので、是非皆さんにも新たな町づくりのためにご尽力いただくようお願いを申し上げます。

次に渡島廃棄物処理広域連合の動向についてであります。令和2年10月23日に第2回定例会が開催されております。発議案第1号については、議席の指定についてということで、谷口議員、山田議員がそれぞれ議席の指定を受けたところであります。同意第1号については、副広域連合長の選任について同意を求めるとということで、森町の町長であります岡嶋康輔氏が同意されたところであります。承認第1号については、専決処分した事件の承認について、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関わる協議についてであります。承認第2号については、専決処分した事件の承認について、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議について。承認第3号については、専決処分した事件の承認について、北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について。それぞれ原案どおり承認をされたところであります。議案第1号については、令和2年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計補正予算（第1号）について、歳入歳出それぞれに5,498万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ42億5,687万4千円とするものであります。これについても原案どおり可決されております。認定第1号については、令和元年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計決算認定についてであります。これについても原案どおり認定をされたところであります。

次に北海道後期高齢者医療広域連合の動向についてであります。令和2年11月16日に第2回定例会が開催されております。議案第8号については、令和元年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。議案第9号については、令和元年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計歳入歳出決算の認定について、原案どおりそれぞれ認定されたものであります。議案第10号については、令和2年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について、歳入歳出それぞれ83万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億8,937万7千円とするものであります。議案第11号については、令和2年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第1号）について、歳入歳出それぞれ131億9,711万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,865億730万4千円とするものであります。10号、11号については、原案どおり可決されたものであります。

次に渡島西部広域事務組合の動向についてであります。令和2年12月4日、第3回定例会が開催されております。承認第1号であります。専決処分した事件の承認について、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案どおり承認をされたところであります。議案第1号については、職員の給与に関する条例の一部改正。議案第2号については、渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部改正。議案第3号については、令和2年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）について、歳入歳出それぞれ168万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億8,113万3千円とするものであります。議案第1号から第3号は、原案どおり可決されたものであります。以上、行政報告を終わらせていた

だきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、行政報告を終わります。

● 委員会報告第1号 総務文教常任委員会所管事務調査報告について（委員長報告）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、委員会報告第1号、『総務文教常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査は議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会副委員長、笠松悦子君。

◎ 副 委 員 長（笠松悦子）

委員会報告第1号、総務文教常任委員会所管事務調査報告について。

令和2年度における総務文教常任委員会所管事務調査に係る結果について、別紙のとおり報告致します。

令和2年12月10日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

総務文教常任委員会所管事務調査報告書。

令和2年度における常任委員会所管事務調査を下記のとおり実施したので会議規則第77条の規定により報告致します。

令和2年12月10日。知内町議会総務文教常任委員会委員長、成澤五郎。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、調査月日、令和2年9月16日（水）（1日間）。2、調査委員、委員長、成澤五郎はじめ下記のとおりとなっております。3、欠席委員、委員、谷口康之。4、説明員、大野副町長、長谷川政策調整課長、大谷政策調整係長、澤田建築係長、高橋政策調整係主査。5、事務局員、森永事務局長、東出議事係長。

6、調査事項

（1）知内町ふるさと納税に関する取組について

（2）知内町の空き家対策の現状について

7、調査意見

（1）知内町ふるさと納税に関する取組について

ふるさと納税制度は、ふるさとを応援したい、貢献したいと思う地方自治体への寄附を行った場合、寄附額のうち2,000円を超える部分について、居住している自治体の住民税及び所得税が控除される制度である。

当町では、寄附金の使途を「町の将来を担う人材育成に対する支援」と「町の産業の活性化に対する支援」と位置付け、平成26年度から地場産品等の返礼、平成28年度から専用のウェブサイトを展開している。

専用ウェブサイトの展開後、ふるさと納税の寄附は急増し、平成30年度には1,941件で47,908千円の寄附があった。また、今年度、専用ウェブサイトを2社から5社へ

と拡充し、更には地元業者への働きかけによる返礼品数の増加、その外委託業者との定例会議などの連携強化を図るなど様々な取り組みを実施したところ、9月末時点で寄付額35,057千円と昨年度のペースを大きく上回っている。

今後においても、町自主財源の確保を目指したふるさと納税寄附額の増加の為、リピーターに向けたアプローチや、ふるさと創生事業等の活用による魅力ある返礼品の創出や商品の組み合わせ等の展開を進めていただきたい。

また、ふるさと納税返礼品のPRの一環として、返礼品が町民の目に触れ、購入できる機会を作ることを通じて町外へのPRへと繋げ、その波及効果が広がるような取り組みについて検討していただきたい。

(2) 知内町の空き家対策の現状について

平成26年に「空き家対策の推進に関する特別措置法」が施行され、当町においても平成28年度に空家等対策協議会が設立され行政や各種団体・専門家等と連携しながら空き家の抑制や管理・活用の推進に向けて協議を重ねてきた。また、北海道の空き家対策事業のモデル地域にも選定され、「知内町空家等対策計画」の策定や所有者不明空家等の除却も推進してきている。

平成30年度には「利用促進・リフォーム・除却支援事業制度」を開始し、主に危険空き家の除却を重点に置いた施策を進め、除却支援事業の利用により、令和2年9月末現在で空き家23件の除却が行われた。しかし、他の2項目である「利用促進・リフォーム支援事業」については利用実績がゼロであることから、助成要件の緩和や事業内容を精査するなど、所有者が活用しやすい仕組みについて検討していただきたい。

除却支援事業については、今年度から助成要綱を一部改正し、危険空き家のみを対象としたことから利用実績は減少している状況にある。一方、国の補助制度の要件が緩和されたことに鑑み、町事業についても国に準じた要綱改正がされるよう検討していただきたい。また、住宅のみならず、車庫や倉庫などについても倒壊の恐れがあるような物件が町内に数多く見受けられることから、それらについても除却支援事業の対象とするよう検討を進めていただきたい。なお、助成要綱の改正等の際には、除却事業者や制度活用予定者への周知期間や要綱改正適用までの暫定期間を十分に取るよう配慮されたい。

また、近隣住民に被害が及ぶような危険な空き家に対しては、所有者による除却を促すのみならず、町が積極的に緊急安全措置を講ずるなど対応していただきたい。更には、危険空き家の除却を推進するための新たな方策として、対象となる危険空き家と底地について町が譲渡を受け、町で除却を実施した後、更地となった土地を売却するなどといったことも考えていただきたい。以上であります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

これで、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

● 委員会報告第2号 経済民生常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第6、委員会報告第2号、『経済民生常任委員会所管事務調査報告について』を

議題とします。

調査は議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

経済民生常任委員会委員長、木村一君。

◎ 委員長（木村 一）

委員会報告第2号、経済民生常任委員会所管事務調査報告について。

令和2年度における経済民生常任委員会所管事務調査に係る結果について、別紙のとおり報告する。

令和2年12月10日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

経済民生常任委員会所管事務調査報告書。

令和2年度における常任委員会所管事務調査を下記のとおり実施したので会議規則第77条の規定により報告します。

令和2年12月10日。知内町議会経済民生常任委員会委員長、木村一。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、調査月日、令和2年11月26日（木）（1日間）でございます。2、調査委員、委員長、木村一、副委員長、五十嵐捷爾、委員、成澤五郎、委員、山田顕人、委員、吉田峰一、委員、笠松悦子、委員、松井盛泰、委員、伊藤政博。3、欠席委員、委員、谷口康之。4、説明員、三原産業振興課長、上野水産振興係長。5、事務局員、森永事務局長、東出議事係長。6、調査事項、知内町漁業の現状と水産振興事業について。

7、調査意見

本町の漁業は、暖流・寒流が交錯する津軽海峡が好漁場となり、ホッケやイカなどの回遊魚を中心とする沿岸漁業に依存してきたが、回遊魚の減少により、獲る漁業から「育てる漁業」へ転換が図られ、ホタテ・カキ・ウニ・コンブ・アワビなどの栽培養殖漁業を主体とする経営形態に移行してきた。

平成16年に上磯町・上磯はまなす・木古内町・知内町の4漁協が上磯郡漁業協同組合として合併してから15年を経過し、組合員数は329名から187名へと減少している。なお、知内地区においても95名から66名へと減少しているが、早くから養殖漁業へと経営形態の転換が図られたことから、その減少率は他地域に比べて低いものとなっている。また、組合員の年齢構成は60歳以上が66%を占めるなど高齢化が進み、組合員となっていない20代から40代の漁業従事者が10名以下に留まるなど後継者不足は深刻な状況となっており、地域漁業における生産環境の維持が難しくなってくることが予測される。

上磯郡漁協における水揚量や水揚金額は、ホタテのへい死や秋サケの不漁により減少傾向にある。一方、知内地区における水揚金額は5億円から6億円で推移しているところであるが、ここでより一層、漁業者、特に若年層と意見交換を深めて、将来の当町漁業に明るい展望が見えるよう施策の実現に向けていただきたい。

また、当町では、旧来からマコガレイやカキなどのブランド化を進めるためマーケティング事業に取り組んできた経緯がある。当町の区画漁業権の範囲における養殖漁業の生産量について一定の限度があることを踏まえた上で、現況の流通形態や情報発信の多様化が当時より一層と進んでいる状況を鑑みれば、生産品の品質向上や商品加工による差別化や付加価値化を推進しながら、市場流通だけに依存しない直接取引やインターネット販売など販売形態

の多様化が進められるような販売戦略が採られるよう、町としても漁業者及び漁協に対する指導に努めていただきたい。

今後も「育てる漁業」を推進するとともに、課題である漁業従事者の高齢化対策や担い手対策及び漁船等の更新など国や北海道の制度を活用し、収益性を高めるなど町と漁組・漁業者が一体となって取り組みを実施していただきたい。以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、経済民生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

● 追跡質問

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第7、『追跡質問』を行います。

質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

質問がないようですから、追跡質問を終わります。

● 一般質問

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第8、『一般質問』を行います。

一般質問は会議規則により、予め議長に通告のあった順序により行います。

始めに、5番、吉田峰一君。

◎ 5 番（吉田峰一）

『洪水ハザードマップに基づいた避難場所の確保について』でございます。

先般、ハザードマップが町内全世帯に配布されました。町内の河川において大雨などにより堤防が決壊するなどして氾濫した場合、かなり大きな面積が洪水浸水区域に想定されています。それは、以前に配布された津波ハザードマップよりも大きい浸水区域が想定されていますが、従来ある避難所だけでは十分に避難場所等が確保されているかどうか、町長の認識をお伺いします。

また、今後、一層、河川管理体制の強化していく必要があるものと思われませんが、河川管理者である北海道に対し要望の事項など、現段階の町長の考え方を伺います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

お答えをさせていただきます。今回作製した洪水ハザードマップでは、以前配布した津波ハザードマップよりも広い浸水区域となっています。これは、津波では海岸からの浸水によるものですが、洪水は知内川をはじめ、22の小河川からの浸水を想定しておりますので、浸水する区域が町内全域となり、浸水区域が広がっております。

避難場所については、津波ハザードマップ作製時に津波以外の避難施設として指定している施設が、今回の洪水ハザードマップでは浸水することが確実な施設を除外しましたので、大幅な見直しを図ったところであります。

特に下流部にある施設については、ほぼ使用できないことが分かりましたので、付近の施設や新たに中央公民館等の公共施設を指定したところであります。

ご質問の十分な避難場所が確保されているのかということでもありますけれども、新たな公共施設等を指定しておりますし、洪水の浸水深から周辺は若干浸水する可能性はあるものの、施設全体は使用できる施設であることから、ある程度は避難場所を確保しているものではないかと思っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症予防の関係から、避難所における密を回避するため収容スペースの確保を図らなければならず、収容人数の見直しを今後検討していかねばなりません。

災害対策に充分ということはないだろうと認識しておりますので、今後も地区防災組織とともに連携し、避難場所や避難経路、避難手段等について協議検討を図り、町民のスムーズな避難に繋がるように対策を進めて参ります。

次に河川管理についてでありますけれども、北海道がすでに知内川をはじめ町内の河川に水位計を5基設置済みで、更に今年度、監視カメラ3基を設置し、河川監視体制を強化されております。

また、知内川においては維持管理計画が策定され、流下能力に影響を及ぼす区間ごとに計画的に立木の伐採及び河道掘削を実施し、中の川をはじめ他の北海道が管理している河川におきましても、洪水及び土砂災害防止のために改修工事及び砂防工事が順次進められているところであります。

町においても、管理河川において今年度より外記川をはじめ、5か年計画で立木の伐採及び河道掘削を進めて参ります。

今後も異常気象に対応すべく、北海道と協議し洪水及び土砂災害防止に努めて参りたいと考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、吉田君。

◎ 5 番（吉田峰一）

何点か伺う訳でございますけれども、ただ先ほど町長も冒頭でお話されましたとおり、対話集会である程度の町民の皆様から出た意見が、対話集会のまとめという形で載っておりますので、若干重複する点があるかと思っておりますけれども、お尋ねしたいと思います。まず、順序は逆になりますけれども、今、町長お話されておりましたとおり、河川管理者である北海道が水位計5基、そして監視用のカメラ3基、河川に付いているということでございます。確かに目視でするよりも安全であるし、いろんな面で早く情報が入るだろうと思っております。ただ、カメラで河川を見た時、じゃあ、我々はそのカメラをどう利用するのか、まず一点。それから知内川には24時間で370近く、それから森越、重内新川については1時間110から130mmを超えた時点においては、こういうようなハザードマップの黄色い部門、もしくはそれぞれの災害が出るから町民は避難なりその対策を講じてくださいということもございますけれども、じゃあ、どの時点で避難スイッチが入るのかと。どういう形で出ていくのかということ。いちいち我々はいろんな状況でカメラから情報を得ることもすることも

きるし、できない方もいます。じゃあその辺の判断、溢れて足もとまで来てから避難するかという、そのスイッチを、避難スイッチはどの時点なのかということ。それからもう一点、いろんな場所で津波の状況についているハザードマップから見て、避難所の場所が拡大して増やそうということですけど、一つの例を取りますと、中央公民館もしくは学校その他に付いている2階には避難して、一時避難をするんだよという状況になっています。当然ながら自分で走っていける、例えば自分の足で避難する方については至って行けるだろうと思うけども、当然ながらマイカーその他諸々を使って避難しようとする時には当然ながら黄色いラインの中では0.5mから3mという浸水する地点であります。そのマイカーで、その例えば公民館、中学校に避難できるのかという安易な考えも僕、持っています。その辺のことを考えているのかと。その前に町長が対話集会では、公用車もしくは消防車についてはスキー場の駐車場に逃げるんだよと、避難させるんだよ、移動させるんだよということを行っています。それでじゃあ、我々の車については公民館の前もしくは中学校のグラウンドに放っておいていいんだろうかと、我々は生命は勿論ですけども、財産まで我々は今まで築いてきたものですから、その辺の考え方があれば何だか教えていただきたいと、こう思います。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐藤和人）

私の方からは河川の管理カメラについてご説明させていただきたいと思います。今、先ほど町長述べましたとおり、水位計と監視カメラが今、北海道が管理致します知内川をはじめと致しまして今、設置されまして、インターネットで皆さんが見れる状況となっております。まず知内川の方につきましては、水防法に決められた河川でありますので水位情報に求めまして水防団の待機水位、また避難水位等が決められておりまして、その水位に達しますとそういうふうな情報が流れ、そういう対応を取ると思われています。また、今、北海道におきましてはタイムラインというものが設定されまして水位またカメラによりまして町民にお知らせする避難行動をしてください、避難が始まります、そういうものがほぼ決められておりまして、知内川についてもそれが決められていると今ちょっとそう思われます。それに基づきまして、町が対応を決めて皆さんの方に周知するような形になると思います。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

ご説明致します。残りの点について私の方からご説明致します。まず、避難スイッチの関係ということで今、建設水道課長も言いましたけども、タイムラインというものを設けていまして、避難エリア、もう一つ洪水マップともう一つですね、お配りした冊子にタイムラインというものが載っています。ただそれは北海道が示している知内川だけでありますけども、水位がこうなったら危険度が何度だという形になっていますので、それに基づいて避難行動を町としてはする予定であります。あと小河川についてはこのタイムラインありませんので、これに準じた形で避難行動を地域説明会の中ではですね、早め早めの各地でもですね、避難に躊躇してですね、災害、被害が大きくなっているということありますので、町長とのお話の中では早めの行動、空振りに万が一終わってもですね、良かったなという形で終われるような避難行動をですね、するようにしております。それから知内川についてはその他にです

ね、ようやく今、どのようなシミュレーションかけたんだということを詳しく説明できなかったんですけども、この度、今、同じくインターネットの中で浸水ナビという、浸水のナビゲーションということですね、今回ようやく示されまして、その中で知内川においては63箇所が決壊したシミュレーションと今回の洪水マップの中ではなくておりますので、それらも参考にしながらですね、時間単位でそれありますのでそれらもまた参考にしながら避難のですね、勧告の指示を出していきたいというふうに考えています。それから公民館等の2階、今回ですね、洪水マップ、前回と違まして公民館の2階だとか学校の2階になっています。その箇所箇所の浸水箇所ですね、浸水深という深さがですね、ある程度わかりまして5cmなり10cmなりありますので、それでも黄色いラインになりますので3mまでちょっと幅広いですけども、局地的に測ったらですね、10cmだとか15cmなのでその辺につきましては2階以上は使えるんじゃないかということで判断してですね、避難箇所がどうしても少なくなりますので、公民館等ですね、学校含めて6箇所か7箇所、2階以上ということでやっております。そこにマイカーで訪れた時、じゃあ、マイカーどうなるんだということですけども、それも住民説明会でも出ましたけどもですね、近くであれば勿論徒歩で行っていただきたいですし、万が一車で行ってもですね、まず生命を守ることがやっぱり大事だということですので、もし車で行って車は浸水する可能性はありますけども、早めに2階に逃げてですね、2階で避難をして、あと水が引けるまで待つというような方法を今、考えております。それから公用車等の移動もですね、これも議会の方でお話しましたけども、役場周辺もですね、2mぐらい今、浸水する予定になっていますので、1階部分は駄目だということで1階の車庫にある公用車等をですね、早めに墓地公園なりスキー場の駐車場の方にですね、移動させてですね、機動力がですね、失われないようにですね、それも手段を図っていただきたいというふうに考えています。

◎ 議 長 (伊藤政博)

5番、吉田君。

◎ 5 番 (吉田峰一)

どうもありがとうございました。我々想定したあくまで私は公民館等についても3mも行くのかなと、こんな判断をしていたものですから、10cmぐらいであれば何とかマイカーもそれぞれ移動した時の使用、給油については何とかなるのではなかろうかなと、こう思う訳でございます。それと河川管理体制のことでお聞きしたいんですけども、河川堤防、河川敷地等については私の考え方は、まず構造物もしくは立木諸々等は無いものだと、私、こんな判断をしている訳です。それに基づいて河川幅、築堤の高さ等々が計算されているのではなかろうかなと思っています。ところが一例を話しますと、知内川頭首工から知内の今のスキー場の下辺りまで、ここにも書いてありますけども、対話集会でも話されていますけども、相当の木、本当に雑木よりも森林ですよ。その辺をできるだけ道にお願いして、本当にいつそういう災害が出てくるかわかりませんが、これは向上雷橋の下なんていうのは、もの凄く本当に森林です、そう言っても。ですから、それを少しでも伐採除去したら、先ほど課長が言っていた10cmがゼロになるんじゃないかと、そんな思いもしますのでその辺を道にお願いをして、特に強力にお願いしたいということでございます。答弁は要りませんので、これで私の質問は終わります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に7番、笠松悦子君。

◎ 7 番 (笠松悦子)

それでは私の方から質問させていただきます。質問事項と致しまして『今後の移住・定住方策について』質問させていただきます。

少子高齢化、若者の都会への流出など、人口減に歯止めが掛からない地域問題は、知内町だけに限らず多くの自治体が抱えるものとなっております。町では第6次総合計画において「誰もが輝く移住・定住・交流のまち」と謳い、これまでの間、移住・定住施策を推進してきたところでありますが、現況においてはこのコロナ禍の影響もあり、今一つ効果的なPRができていないように感じられております。そこで、定住・移住施策において、まだまだ当町の良い部分を様々な形で情報発信を強化していく必要があると思っておりますが、町長さんの考えをお伺いします。

また、併せて定住・移住施策をさらに推し進めるため、何か目玉となる施策を進める考えがないか、併せてお伺いしたいと思います。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (西山和夫)

お答えをさせていただきます。定住・移住施策につきましては、これまでも首都圏や都市圏などで移住相談会やセミナーの開催、また、新聞や雑誌等の媒体を使って町の魅力を発信してきたところであります。

現在は、主に移住者の農業への関心が高い傾向にあることから、関係機関と連携し、地域産業担い手センターを核とした農業体験や研修プログラムの制度を展開し、移住者の増加に繋げているところであります。

町では、今年度「第6次まちづくり総合計画」の前期5か年の最終年となり、現在各種施策の評価・検証を行い、次年度からの後期5か年の実施計画について協議をしているところでありますけれども、その中では、想定を上回る人口減少への対策が最重要課題であると認識しております。

そのために、町に住んでいる方々が「住んでよかった」「住み続けたい」そして知内を出た子どもたちが「また知内に帰ってきたい」と思えるまちづくりを進めることによって、移住定住に繋げていきたいと考えております。

こうしたことを踏まえ、今後においても、知内町の魅力ある第1次産業や子育て・居住環境、そして、知内の豊かな自然といったものを積極的に町外に情報発信していくとともに、移住希望者の方が不安なく町で暮らしていけるように、相談窓口のワンストップ化や生活をバックアップしていけるよう体制づくりを心掛けていきたいと考えております。

また、同時に町内からの人口流出問題についても、特に知内高校生等の町内就業の増進を図るために、Uターンの促進やSNSを活用した町の情報を広く発信していく予定であります。

しかしながら、今年度は新型コロナウイルス感染症により、移住相談会等は全て中止となっており、今後においてもウィズコロナへの対応を図りながら事業を進めていくこととなります。

ただ、一方でコロナの影響により、地方移住に関心を持つ方も増加傾向にありますので、

新しい生活様式であるオンラインによる移住相談の機会を増やすとともに、空き家・空き店舗等の利用促進や当町全域に構築されている光ファイバー網の通信環境をPRし、当町への移住促進を図っていきたいと考えておりますのでご理解の程をよろしくお願い申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、笠松君。

◎ 7 番（笠松悦子）

今の町長さんのご答弁で、本当に我が町、誇れるものは本当に沢山あります。そして、また、その中で私、特に思ったんですけどもね、「住んでよかった」「住み続けたい」という町にしたいということ、それこそ本当に正にここを安住の地としてずっと居続けたい、心配すること無く死ぬまでここで暮らしたいと思える人が一人でも多く現れること、また、そういう人達が集まって来れることを期待して、また質問に変えさせていただきます。その中で知内に帰ってきたいという子ども達、若い人達、その人達を移住・定住に繋げていきたいとおっしゃっておりますけれども、以前、私、やっぱりこれに繋がった問題だと思うんですけども、この町、学校を終わって、専門学校なり、大学なりそういうところに行って、また学び大きくなってここに帰って来たいという子ども達に対して、できれば奨学金を、奨学金の返済制度を少し考えてもらえないかということも質問させていただいた経緯もあります。そういうことをまたこの移住・定住に繋げていくというお考えがありましたら、ちょっとお示しいただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

以前から若い人達がやはり奨学支援金を借りながら学校生活を送って、最終的にその支払方法だとかいろいろ仕事に就いた場合でも多くの方々が負担に思っているという、そういう状況あります。それで札幌圏を中心に今、そうした取組を広域で、自治体で取り組んでいるところもございますので、今その情報を共有しながら今、担当課で議論進めているところであります。是非、当然町と事業者の関係もありますので、事業者もそういう考え方に同意してもらえないと、なかなかこの事業というのは進まないだろうと思っていますので、その辺事業者とこれから詰めながらそうした奨学金の制度の対応を考えていきたいと思っています。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、笠松君。

◎ 7 番（笠松悦子）

ありがとうございます。やっぱりこういうことがどんどん進んでいくと若い人達は夢を持って外に出て、外の空気、外の感覚を身につけて来ると、帰って来た時にやっぱりこの中にいろんな波及効果が広がると思うんです。それにやっぱり株で、株じゃないんですけども、投資することも町も企業体と考えたら一つの方策かなとも思います。続きまして、町長さんもこの中で知内の良いところ沢山本当に発信していることに嬉しく思います。私、実は今、うちで今、預かって今、うちの従業員になっている方々がご夫婦でいらっしゃるんですけども、何でこの知内を選んだのって聞いた時に一番先に出た言葉が、その人達はまだ

その時点では結婚していませんでした。でも、一番先に返ってきた言葉がね、私達いろんなネットで調べたら、知内が子育てに一番応援してくれている。そして環境も、やっぱり子育てに良くて、だからここに決めましたって来たんです。そういうふうになら、知内では妊娠中の検査料も、それからその出産するための交通費の助成だとか宿泊費から子ども達の予防接種の費用、また、保育料の軽減、給食費の無償化、それから特に高校卒業まで子どもの医療費ゼロという、それは本当に誇れることだと思います。こういうことなども、もっともっと大きく発信して、ここで是非子育てしてみませんかという、それも一つの凄い目玉商品になっていくんでないかなと思うんです。それと私、思うんですけれども、移住してここで定住してくださいというのにはやっぱり住環境、住むところ、住むところもきちんとおこななきゃいけないと思います。その中で今までありましたけれども、いろんな財政難とかいろんなことで、途中で、途中でというか、今は無くなりましたけれども、凄くあれは本当に他所の町から比べたら素晴らしい目玉商品だったって思っています。周りからも凄く言われました。それ無くなって、また地域材を使った助成制度などもありましたけれども、それも無くなってとても残念なんですけれども、今、空き家対策も町で凄く痛めている問題だと思います。それもマッチング、上手くマッチングして持っていったら、例えば今、子育て世代の方、団地とかアパートであるとやっぱり子ども達静かにしなさい、騒ぐな、それから今この田舎ですら隣の音がうるさい、上の音がうるさい、下の音がうるさい、街だけじゃなくこの田舎にもそういうことが広まってきております。そういう子育て世代の方がもしも移住なり何なりして来てくれた時に、その空き家対策の一環としてリフォームしたり、また先ほど意見書にも出させていただきましたけれども、壊した後の更地になったところを格安でその人達に提供する、その中にはやっぱり条件を付けた方がいいと思います。町内の業者さんに限るという中で何らかのそういう助成、助成というか何かそういう形態をつけながらやってみるといふ考えはおありでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

いろんな考え方出て来るんだろうと思いますけれども、ただ本当に知内というのは子育て環境、先ほど7番議員さんがおっしゃるようないろんな環境整備をしながら我々も歴代首長等が努力して積み上げた成果だろうと思っております。ただ、一方では以前もお話をさせていただきましたが、呼ぶ環境に手厚く、そしたら地元はどうなんだという、そのギャップがどうもあり過ぎるんだろうという、いろんな町民の苦情もありましたので、今回確かにモデル住宅等、大変魅力的な事業だったのかもしれませんが、それらを圧縮して全体的、外からだけではなく外からも内からも、やはり子育てを重視した中で環境整備というのは大切なんだろうなと思っております。特に団地等でお住まいになれば、普通の住宅であれば、やっぱり2階に子育て世帯が居れば下の方々から苦情がくるだとか、いろんなそういう環境というのは生まれて来ざるを得ないというか、そういう状況になってしまうというのは我々も認識しております。それらを解消するために、じゃあ、地元、町外の方々に限らず、その空き家住宅をどう活用しながら子育て環境の更なる充実を図っていくかというのは、我々もこれから前向きに考えていかなければならないところだろうと認識しております。これからもまたいろんなネットで我々のやっている施策を理解してもらうためにも、やはりそれら

の情報発信というのは大切になってくるのかなと思っております。町内から町外に出た方々がやっぱり知内に住んでいた時の子育て環境というのは、町外に出て初めて良さを理解していただくという環境もありますので、是非それらを重視して、これからどんどんどんアピールすることによって知内はより良い環境の中で子育て環境の充実を図っているのです、住んでみたいというところに繋がるんだろうなと思っておりますので、これからもまたいろんな政策を考えながらご提言いただければまた有り難いと思っておりますけれども、考えながら進めて参ります。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、笠松君。

◎ 7 番（笠松悦子）

本当にここの町、今、福祉関係に関しましても江差福祉会の方からも来ましたりして、こもれば温泉のところにああいうものも建ち、それから本当に今のしおさい園の方とかとも連携が繋がってデイサービスなり何なりも大変充実しているということも見えます。その中で町長さんは選挙戦で町の発展と活性化のために職員全員と政策立案を行いたいと発信しておられました。先ほどから私、子育てもありますけど、インクルーシブ教育もモデル校として早くから知内小学校なりが取り組んでいた経緯があります。そういうことなどを考えて、子ども達が今、大人になっている段階でもこの町の子ども達というか、若い人達の中にも健常者と障がい者が共に生きようとしている姿も時折見られることもあります。だからそういう町だからこそ町長は障がいを持った方々が農業分野で活躍する場を作ろうと農福連携についても検討組織を立ち上げ調査研究に着手したものだと思っております。本当にここの町からは、いろんなものを発信しながら職員の皆様と協力し、私たち町民も一緒となって心、命、絆を持って誰もが輝ける知内町を作り上げ、是非この町に移り住みたいと思える人を増やし、トップセールスとして町長は多方面で発信していただきたいと思っておりますが、私はそう思うんです。町長さんはそういうことに関してどう思われますか。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

農福連携の関係なんですけども、いろいろ研修事業を練ったところなんですけども、コロナの関係でなかなか研修が、成果が、事業自体がストップしているという、今、状況にあります。それで今、町内で農福連携ということで農家さんの方とあすなろの福祉会と連携しながら、そして町が入りながら今、取り組みを新たに構想しながら今それを進めようとしている今、段階にありますので、それらを少しお待ちいただければなと思っております。ただ、以前から、あすなろ福祉会さんには花卉、花のですね、事業だとかいろいろご提案をいただいているところなんですけども、なかなかこのコロナ禍の中でそうしたことも今、ちょっと停滞しているというか、協議できないという状況になっておりますので、これからまたいろんな研修を含めて農福連携を強化して、これから障がい者との連携というか、一緒に住むという、一緒に仕事をして、一緒に喜びを感じてもらおうという、そういう方向に繋げていきたいと考えております。あと職員の政策なんですけども、今、各課でそれぞれコミュニケーションを取りながら下から、末端からも、末端の職員からも政策提言をいただくという環境が整いつつあるんだろうと思っております。そして自分も年1回ではありますけれども、職員

の方からは2回でもいいよという温かい言葉もらっているんですけども、それぞれ何人かグループ組んで面談をして、いろいろお話をさせてもらっています。その中には当然、心の問題もありますし、職員の役場で働く環境だとかいろいろお話をさせていただいて、最終的には政策の提言をいただく場面もありますので、それらをもう少し若い人達から次の未来、自分達の未来でありますので、自分達が30代、40代になった時にこういう町であってくれれば良いという、そういう提言もいただきながら今後進めていければなと思っています。インクルーシブも代々、教育長の意向で今も制度的に繋げておりますので、これからも充実した知内町は福祉の町という一つの観点もありますので、それらを強調できればいいなと考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、笠松君。

◎ 7 番（笠松悦子）

本当にいろいろとお考えを聞かせていただきまして、ありがとうございます。私たちも町民一緒にやっぱりこの町が周りから見ても本当に福祉、せつかく福祉会も来てくれたことであるし、福祉また皆で温かい町であることを職員さん、役場と住民と一緒に頑張っていただきたいと思いますので、住民の意見もどうぞ吸い上げてやっていただければなと思います。以上で私は終わります。ありがとうございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、一般質問は終わります。

ここで、暫時休憩致します。

再開は、11時5分と致します。

（ 休憩 午前10時48分 ）

（ 再開 午前11時05分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

只今、町長から今定例会に上程しております議案について説明したい旨の申出がありましたので、これを許します。

町長。

◎ 町 長（西山和夫）

第4回定例会、上程議案について説明をさせていただきます。

議員の皆様には大変お忙しい中、令和2年知内町議会第4回定例会にご出席いただきありがとうございます。

今議会に上程させていただいておりますのは、議案4件であります。

議案第1号の令和2年度知内町一般会計補正予算（第10号）については、歳入歳出それぞれ6,273万3千円を追加し、53億619万4千円とするものであります。補正の主な内容は、総務費の青少年交流センター内部改修工事等に3,460万円。財政調整基金積立金に再生可能エネルギー農山漁村活性化基金積立金等で1,650万円の追加が主な要因であります。

議案第2号の令和2年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の組み換えによるもので、総額6億6,558万8千円は変更がございません。補正の主な内容は、北海道保険給付費等交付金普通交付金精算返還金の追加が主なものであります。

議案第3号の令和2年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出それぞれ522万5千円を追加し、7,994万3千円とするものであります。補正の主な内容は、保険料等負担金の追加によるものであります。

議案第4号の令和2年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出それぞれ305万5千円を追加し、5億4,692万4千円とするものであります。補正の主な内容は、国庫支出金等過年度分返還金の追加によるものであります。

議案等の内容につきましては、担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

● 議案第1号 令和2年度知内町一般会計補正予算（第10号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第9、議案第1号、『令和2年度知内町一般会計補正予算（第10号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

議案第1号、令和2年度知内町一般会計補正予算（第10号）について。

令和2年度知内町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,273万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億619万4千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条です。地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

例によりまして、歳出の方からご説明致します。18ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、4目財政調整基金費に1,650万円を追加し、2億2,001万2千円とするものであります。これは24節積立金で、電源立地促進対策交付金施設維持基金積立金として300万円を追加。今年度予定していましたサマーカーニバルin実行委員会の助成がイベント中止により、なくなったことにより、施設維持基金に積み立てるものです。また、再生可能エネルギー農山漁村活性化基金積立金として1,350万円を追加。湯ノ里にありますメガソーラー発電事業者からの地域貢献金を積み立てるものであります。

次に19ページ、10目地域会館管理費に160万5千円を追加し、1億247万9千円とするものであります。これは17節備品購入費で、きらく町内会館の備品購入の費用として追加補正するもので、内訳につきましては、説明資料見出しナンバー1の総務課1ページ

を後ほどご参照願います。また、財源内訳で地方債140万円を追加。その他財源の140万円を減額していますが、これは涌元漁村環境改善センター集会室LED化工事費に地域活性化事業債を充てることとされたことから、財源の変更を行うものであります。

次に20ページ、11目自治振興費に60万4千円を追加し、1億5,736万5千円とするものであります。これは10節需用費で、防犯灯を新たに新設するもので場所につきましては、説明資料見出しナンバー1の総務課2ページをちょっとお開き願います。見出しナンバー1の総務課の2ページです。今回、新たにスキー場下の国道に防犯灯を設置するもので、昨年の中学生議会でご指摘がありましたので、すぐに現地を確認したところ、佐々木銃砲店からスキー場入口、国道からちょうど至る、入るところですけども、300m程ありますけども、そこに外灯がありませんでしたので、暗く歩行に支障があると判断しまして今回の新設2箇所というふうになっております。

議案に戻っていただきまして、21ページです。16目新型コロナウイルス感染症対策費に3,460万円を追加し、6億6,288万円とするものであります。これは14節工事請負費に、青少年交流センター内部改修工事費として3,250万円を追加。17節備品購入費に、同じく青少年交流センター備品購入費用として210万円を追加するもので、詳細につきましては、後ほど担当課の方からご説明致します。

次に32ページお開き願います。32ページです。9款1項1目消防費から38万5千円を減額し、2億3,575万8千円とするものであります。これは18節負担金補助及び交付金で、渡島西部広域事務組合負担金を減額するもので、職員の給与改定が主なる原因です。要因です。

次に33ページ、2目災害対策費に31万9千円を追加し、2億4,464万8千円とするものであります。これは11節役務費に防災情報システム設定変更作業手数料として追加するもので、今、進めております防災無線のデジタル化に伴いまして、Jアラート等、既存機器と新たに導入するサーバーとの連携を図るため設定変更を行う作業の費用となります。総務課関連は以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に、生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

22ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費に1万6千円を追加し、1億618万2千円とするものです。27節操出金で後期高齢者医療特別会計操出金に追加するものです。

23ページです。3款民生費、1項社会福祉費、4目心身障害者特別対策及び母子等福祉費に94万1千円を追加し、1億5,953万9千円とするものです。12節委託料に障害者自立支援給付審査支払等システム改修の委託料として追加するものです。

24ページです。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に4万1千円を追加し、1,946万1千円とするものです。22節償還金利息及び割引料に令和元年度未熟児養育医療費等国庫負担金の返還金を追加するものです。

25ページです。2目児童措置費に793万3千円を追加し、1億2,927万5千円とするものです。12節委託料で知内保育園分が319万3千円、広域入所分が474万円の追加で、当初の見込みよりも入所児童が増加したことによるものです。以上で生活福祉課関

連の説明を終わらせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

次に、産業振興課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

産業振興課分です。26ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費に3万4千円を追加し、434万4千円とするものです。これは1節報酬に、今年7月の改選によって新たに2名の委員が選任されたことに伴いまして、重複する1か月の報酬を追加するものです。

続いて27ページです。3目農業振興費に60万円を追加し、9,341万9千円とするものです。これは18節負担金補助及び交付金に、ニラ生産組合が試験事業として実施するニラ水圧式そぐり機の導入への補助として、今回、北海道の交付金が採択となったことから追加するもので、内容につきましては、説明資料見出し2の産業振興課1ページを後ほどご参照ください。

次に28ページ、4目農地費に42万5千円を追加し、4,562万4千円とするものです。これは18節負担金補助及び交付金に、道営事業で実施しております第3元町地区の農業用水整備事業において、今年度の北海道の事業費が増となったことに伴いまして、町負担分を追加補正するものです。

次に29ページ、7目知内ダム管理費で補正額はございませんが、組み換えを行うものです。これは14節工事請負費に、知内ダム流量調整室の鋼製建具の腐食が進んで開閉に支障を来していることから、今回、修繕工事費210万円を追加補正するとともに、残額が見込まれる需用費、委託料を減額するものです。

次に30ページ、3項水産業費、2目水産振興費から258万5千円を減額し、3,343万8千円とするものです。これは18節負担金補助及び交付金で、導入機数の減に伴い残額が見込まれます海水殺菌装置導入への助成金を減額するとともに、北海道の地域づくり総合交付金の内示があったことから、道支出金に110万円を追加する財源更正を行うものです。

次に31ページ、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費に130万円を追加し、1,238万円とするものです。これは18節負担金補助及び交付金で、第23回カキV Sニラまつりの開催に当たりまして、実行委員会に助成するものです。今回のコロナ禍を踏まえまして、従来のような屋内集客型のイベントではなく、特産品を宅配で販売する事業に内容を変更する予定です。なお、内容につきましては、説明資料見出し2、2ページを後ほどご参照ください。以上で産業振興課関係の説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

次に、学校教育課長。

◎ 学校教育課長（埴山亮一）

教育委員会関係予算の説明をさせていただきます。

34ページをお開きください。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費に2万円を追加し、8,076万円とするものです。18節負担金補助及び交付金に、修学旅行等キャンセル料金の補助金として2万円を追加するものであります。

次に35ページになります。3項中学校費、1目学校管理費に41万5千円を追加し、4,

843万8千円とするものです。こちらと同じく18節負担金補助及び交付金に、修学旅行等のキャンセル料金補助金として41万5千円を追加するものであります。詳しい内容につきましては、説明資料の方で説明させていただきます。見出しナンバー3、教育委員会説明資料の1ページをご覧くださいと思います。小学校費、中学校費それぞれ予算計上しておりますが、説明資料では合わせて説明させていただきたいと思います。それで、資料の方に一部誤りがございますので、訂正をお願いしたいと思います。1ページ中程にあります修学旅行の状況の欄の小学校の欄であります。日程の欄で当初計画、令和2年6月10日、11と表示がありますが、ここにつきましては6月17から18ということで訂正をいただければと思います。合わせまして2ページになりますが、後ほど説明します青少年交流センター改築等に伴う補正の内訳の2番、備品購入費の欄に①折り畳みベッドにつきましては、8台という記載になっておりますが、6台の誤りでございますので、こちらでも訂正をお願いしたいと思います。大変申し訳ありません。それでは、最初に1ページの修学旅行等の中止又は延期に伴うキャンセル料等の補助金の関係の説明をさせていただきます。こちらの方の助成の目的になりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策ということで各学校が行う修学旅行等が中止又は延期になった場合に、児童生徒の保護者、あるいは引率教員が負担するキャンセル料金等を補助することによりまして、経済的な負担軽減を図ることを目的としております。補助金につきましては、学校長を通じまして一括交付することを予定しているところです。今年度の修学旅行の関係について説明させていただきますが、下の表にありますとおり、小学校については3校合同で6月に青森県弘前方面を予定したところですが、感染症の拡大によりまして、最初に日程を11月に変更、また、その後も感染症が再び拡大ということで、その後、行き先については函館近郊に変更して実施したところでありまして、早めの日程変更を決定した訳なんです。新幹線の座席指定の取り消し等のキャンセル料が発生したということで、この部分について補助するものであります。また、中学校につきましては、8月に予定していた東京方面の修学旅行については、早くから感染拡大の状況にあったこともありまして、行き先を道内に変更して登別方面ということで予定しておりました。11月に入って小学校の修学旅行の辺りからですね、道内で急激に感染症が拡大したこともありまして、急遽生徒の安全を優先するというところで中止の決定をさせていただきました。これによりまして、キャンセル料として30%、全体で41万5千円のキャンセル料が発生したため、これを補助するものであります。なお、財源としましては新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を充てることが可能であることから、今後予定しております臨時交付金の実施計画の変更申請の際にですね、財源振り替えを対応する予定であります。また、参考までに高校につきましては、9月に海外の見学旅行を予定しておりましたけれども、海外については感染状況、外務省の渡航情報などから海外は中止の決定をしているところでありまして、現在、年明けの1月に国内での変更ということで計画している訳なんです。感染状況の収束が見通せない状況も続いておりまして、今後の中止や延期についてはキャンセル料が発生しない時期までに判断できるように、現在、情報収集しながら調整中ということで、合わせて説明させていただきたいと思います。

次に予算書に戻っていただきまして、36ページになります。6項社会教育費、4目青少年交流センター管理費に65万円を追加して、1,068万1千円とするものであります。内容につきましては、青少年交流センター内部改修に伴います収容人員増に対応するための

10節需用費に消耗品として5万円。17節備品購入費ということで管理用備品で60万円を追加するものであります。なお、教育委員会説明資料の2ページに消耗品、あるいは備品の内訳、3ページに青少年交流センター内部改修工事の平面図を掲載しておりますので、参考としていただきたいと思います。

次に37ページになります。7項1目保健体育費から30万円を減額して、7,803万3千円とするものです。内容は14節工事請負費でスポーツセンター照明器具LED化工事の入札執行による不用額を減額するものであります。以上で教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に総務課長。

◎ 総務課長 (西野俊一)

それでは、歳入の方のご説明致します。4ページお開き願ひたいと思います。10款1項1目地方交付税に132万1千円を追加し、18億137万9千円とするものであります。これは只今ご説明しました歳出に対応して追加補正するものでございます。

次に5ページ、12款分担金及び負担金、2項負担金、2目民生費負担金に53万7千円を追加し、406万1千円とするものであります。これは1節保育料負担金に追加補正するもので、歳出でご説明しました保育園委託料の変更に伴い追加となっております。

次に6ページ、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金に422万2千円を追加し、1億4,442万5千円とするものであります。これは1節子どものための教育・保育給付費国庫負担金に追加補正するもので、これも保育園委託料の変更に伴い追加するものです。

次に7ページ、2項国庫補助金、3目民生費国庫補助金に40万8千円を追加し、275万7千円とするものであります。これは1節障害者等福祉費国庫補助金に障害者総合支援事業補助金を追加するもので、先ほど歳出でご説明しました審査支払等システム改修委託料に対する助成金補助金を追加補正するものです。

次に8ページ、4目総務費国庫補助金に3,460万円を追加し、2億5,067万8千円とするものであります。これは1節総務費国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として追加するもので、歳出で説明しました青少年交流センターの内部工事費と備品購入費に対しての交付金となっております。

次に9ページ、15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金から37万1千円を減額し、9,624万3千円とするものであります。これは2節子どものための教育・保育給付費道負担金で、歳出で説明しました保育園委託料の変更に伴い減額となっております。

次に10ページ、2項道補助金、3目農林水産業費道補助金に273万5千円を追加し、1億74万5千円とするものであります。これは1節農業費道補助金に63万5千円を追加。3節水産業費道補助金に210万円を追加。それぞれ歳出で説明した事業に対して補助金となっております。

次に11ページ、4目教育費道補助金に1,500万円を追加し、1,711万4千円とするものであります。これは4節地域づくり総合交付金にスポーツセンター長寿命化維持改修事業でLED照明工事費に対しての交付金となっております。

次に12ページ、6目電源立地地域対策交付金に430万円を追加し、673万8千円と

するものであります。これは1節電源立地地域対策交付金に電力移出県等交付金を追加するもので、先ほど歳出で説明しました施設維持基金積立金とカキV S ニラまつり実行委員会助成金に対する交付金を追加補正するものであります。

次に13ページ、16款財産収入、2項1目財産売払収入に346万6千円を追加し、1億3,040万円とするものであります。これは1節財産売払収入に公有財産売払収入を追加するもので、これは平成6年に導入しました除雪トラックを売却したところ、当初見込んでいた金額よりも増えたことによる追加補正となっております。

次に14ページ、17款1項1目寄附金に1,350万円を追加し、1億5,850万円とするものであります。これは1節寄附金にメガソーラー発電地域貢献金として追加補正するものです。

次に15ページ、18款繰入金、2項基金繰入金、1目積立金繰入金に861万5千円を追加し、2億1,977万5千円とするものであります。これは3節農林漁業振興基金繰入金で、歳出で説明しました海水殺菌装置導入事業の実績から468万5千円を減額。5節公共施設等整備基金繰入金で、これも歳出で説明しました総務費の涌元漁村環境改善センター集会室LED化工事に地域活性化事業債を充てることにより140万円を減額。教育費のスポーツセンター照明器具LED化工事分として1,470万円を追加。差引1,330万円の追加補正となっております。

次に16ページ、21款1項町債、3目教育債から2,700万円を減額し、980万円とするものであります。これは1節地域活性化事業債でスポーツセンター照明器具LED化工事に、先ほど説明しました地域づくり総合交付金が交付決定されたことから減額するものです。

次に17ページ、9目総務債に140万円を追加し、1億960万円とするものであります。これは3節地域活性化事業債に涌元漁村環境改善センター集会室照明器具LED化改修工事に対応するものです。

次に3ページをお開きください。3ページです。第2表地方債補正でございます。変更として、地域活性化事業債の限度額を2,700万円から140万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により歳出から款ごとに行います。

まず最初に、2款総務費。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

きらく町内会館のことでちょっとお伺いします。今回、備品で160万円あるんですけども、せっかく新しくなったのはいいんですけど、その辺について災害時の地震も全部各町内会館に設備していると思うんですけども、その辺についてはちゃんときちっとやっているのかなと、まず一点。それから、きらく町内会館ができた、新しくできた訳なんですけども、他の町の国道淵を通って見ますと、木古内とか福島はそうですけども、新しくできた町内会館、大きな目立つような看板が設置されているんですよ。うちの町もそういう形でそういう看

板を設置するっていうようなことを考えているのかなと思うんですけど、どうでしょうか、その辺。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

ご説明致します。まず備品につきましては、先ほど説明資料にあるとおりでありまして、現在ある台数に不足する分としてそれぞれ今回追加しております。あと防災備品関係につきましても今、現在、町内会館にあるもの、それからコロナ関連で今、12月に納品になる発電機等もですね、含めてこの町内会館に納品する予定です。それで先ほど防災の関係でも言いましたけども、周辺は浸水しますけども、きらく町内会館もですね、中まで入ってこない高さで設計しているということなので、防災関連グッズはそのまま町内会館の方に備え付ける予定になっております。それから看板につきましてはですね、今現在もあるサイン、いろんな箇所の知内町独特の色使いをしたサインがありますので、それをそのまま使用することで考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

今あるのは、私も通って見てもなかなかそういう自分達の町の町内会館、きらくとかそういうやつ、きちっとしたものが分かりづらいのかなと思うんですけど、やっぱり他の町を見ると凄い大きくて目立つような町内会館の看板出ているものですから、もしあれだったらやっぱり国道淵の町内会館であればそういうものもちょっと設置してもいいのかなと思うんですけども、もしあったら考えてもらいたいなと思いますので、よろしく願い申し上げます。それから、20ページの防犯灯の、これほとんどのうちの町の防犯灯はLED化になったと思うんですけども、その辺の修理する場所と、どのような部分での修理方法がなっているのか、もしあったらお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

ご説明致します。説明資料の方でも説明しましたけども。この間300mは全くありませんでした。それでスキー場の看板がありました。古いですね。もうだいぶ樹木にも覆われて、それを撤去しながらですね、新たに防犯灯2灯やります。それで電源なんですけども、向かい側に残念ながらありましてですね、それをこっち側に引き込むという形でやりますし、あともちろんLEDの照明も付ける予定になっています。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

新設っていう部分で何か聞こえてしまったんですけども、修繕費っていう形でなっていますが、新設を修繕費っていう形でやっているっていうことかい。わかりました。その辺でわかるんですけども、距離が2灯ですね、確か。それで距離的な部分であそこちょっとカーブみたくなっているんですけども、その辺についての光というか、ある程度は直線はそう

ですけども、その辺の間隔ってやつ、ちゃんとお互いにカバーできる形なのかい、光が。

◎ 議長（伊藤政博）

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

ご説明致します。このスキー場の入口、国道から町道に入るところはですね、スキー場のところに防犯灯というかですね、明るい大きな明かり、まずあります。それで先ほど説明しました今度じゃあ直線で佐々木銃砲店までの区間300mですけども、これが全く無かったということで、前回、中学生議会で中学生の方に指摘されまして、現地を見たところですね、300m全く真っ暗でした。それで今回2灯やるとですね、ほぼスキー場の入口まで、あるところまでがカバーできるんじゃないかということで、今回2灯ですね、新設致します。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

33ページの部分で、直接予算的なものじゃなくて、うちのちょっと取引している業者の。

◎ 議長（伊藤政博）

9款ですから、後で。今、2款総務費です。

2款の総務費ですので、9款はまた別で。

2款総務費ございませんか。

5番、吉田君。

◎ 5番（吉田峰一）

ちょっと防犯灯のことについて確認しますけども、現在、去年から新しくずっと入れ替えて付けたんですけども、あれはセンサー付いていて日中になると消えるというような状況なんですけども。前、僕ちょっと夜出ることになると、付けっぱなしの日中ね、日中付けっぱなしの外灯があるんですよ、何個か。その辺の確認がなされているんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

総務課長。

◎ 総務課長（西野俊一）

今、言われた箇所ちょっと何処か今は把握しておりませんが、後で教えていただきたいながらですね、あとは全町ですね、もう一回、日中も確認したいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

他に2款総務費ございませんか。

ないようですので、次、3款。

9番あります。9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

33ページ。

◎ 議長（伊藤政博）

ちょっと待って。それは9款消防費ですから後で行います。

次、3款民生費。ございませんか。

ないようですので、次、6款農林水産業費。

ないようですので、7款商工費。

ないようでありますので、9款消防費。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

すいません。33ページの部分でちょっと金額的なものでなくて、前うちの町でも24年に石油組合との協定結んでいる。それから、うちの町の建設会社との重機の借り上げの協定を結んでいるというようなことで、災害に対するそういうものがあるんですけども、昨日ですね、ちょっとうちの町のリース会社の方がいらして、「社長って、うちの会社と町と災害にあった時の燃料の供給の優先的な形のものって何か結んでいるんですか」って聞かれたものですから、「いやこれきちっと町としても町内の建設会社、それからうち達の石油組合とかの形で災害起きた場合の燃料の供給は消防だとか、警察だとか、それから役場とかのそういう形のものでは優先的なことで供給するっていう形で協定は確か結んでいるはずですから」って言ったら、「そうですか」って。「ただ、うちの会社でもそういう形で結んでいるんですけども、そういう何て言うんですか、町とかそういうものから、そういうシールだとか、そういうものをきちっとこういう形で優先的な給油できるっていうようなものが何も無いものですから、それはうちの会社独自で作るとかそういう形になるんですか。それともそういう町とか、そういう国とか、ある程度そういうもの用意してくれるんですか」って聞かれたものですから、それはちょっと私もわかりませんが、「ただ、協定だけはきちっと結んで、何か災害があった時はそういう形のもので、優先事項で、そういう災害に対応する方々に対する給油はするはずですから」とは言ったんですけど、「わかりました」って一応言ったんですけども、その辺についての何て言いますか、そういうせつかくそういう形で結んでいるものですから、毎年っていう訳にはいかないけども、何年かに一回でいいからそういう確認することでお互いにきちっとした連携をまず密にするということでは何か考えてもらえないのかなと思うんですけども、その辺どうでしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

総務課長。

◎ 総務課長 (西野俊一)

ご説明致します。まず、町内の建設協会とはですね、毎年協定を結び直すというかですね、重機、資材もですね、入れ替えが業者さんあるものですから、その一覧を出して供給していただける重機だとか資材をですね、毎年変わるものですから、毎年、春に建設協会とは結ばさせていただきます。協会の方から今度協会の方にはですね、「じゃあこういう時に提供してください」ということを何か取り決めを協会とその事業者とやってらっしゃるそうです。あとその他にですね、町外会社とですね、何社かも結んでですね、リース会社さんとも結んだ経緯もあります。あと石油組合とはですね、おそらくちょっとやっていないので、今現在やっていないと思いますので、これも今後ですね、課題としてですね、組合の方とちょっとお話していきたいというふうに思っています。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に9款ございませんか。

ないようですので、次、10款教育費。

4番、五十嵐君。

◎ 4 番 (五十嵐捷爾)

私の方から2、3聞きたいことがありますて、質問させていただきます。まず、中学校の35ページ、中学校の修学旅行のキャンセル料。料金の町の補助はね、父兄に大変有り難いと思ってそれには賛同するんですけども、中身についてちょっと聞きたいことあるんです。まず、中学校の中止をするって言った日にちはいつなんですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

学校教育課長。

◎ 学校教育課長 (帰山亮一)

ご説明致します。今回の中学校の変更後の日程について11月18日からということなんです、その前の週の金曜日、13日に中止の決定をさせていただいています。

◎ 議 長 (伊藤政博)

4番、五十嵐君。

◎ 4 番 (五十嵐捷爾)

一週間前であればね、このくらいのキャンセル料は仕方ないと思うんですけども、キャンセル手数料掛からない日数というのは何日前かということは把握していましたか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

学校教育課長。

◎ 学校教育課長 (帰山亮一)

キャンセル料につきましては、旅行日の前日から起算して7日以上前、7日以上にあたる日以降については30%キャンセル料が発生するという事なので、それ以上前にキャンセルした場合については、キャンセル料が発生しないということで確認しております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

4番、五十嵐君。

◎ 4 番 (五十嵐捷爾)

それがわかっていた時点で何故早くキャンセルできなかったんですか。このキャンセルが発生する前に私はキャンセルした方が良かったんじゃないかと思うんですけども、わかった時点ではもう遅すぎたということなんですよ。それを避けるために何とか早めに中止とかそういうことを決定できなかったんですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教 育 長 (本間茂裕)

お答え申し上げます。可能な限り、予定どおり子ども達の見学旅行を実施したいということもございまして、できるだけ直前まで判断をしないで状況を見守ったと。ただ、その見学旅行の前週の週末で、ご存じのとおり、11月の第1週、第2週は爆発的に感染者が増えた週でございまして、これはもう駄目だなということでやむなく金曜日に判断をしたと、そういうこととございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

4番、五十嵐君。

◎ 4 番 (五十嵐捷爾)

もう1つ、キャンセル料なんですけども、先生と生徒では全然違うんですよ。キャンセル料が30%で、生徒さんが12,313円、先生が5名で1,623円って何でこういう

ふうに違うんでしょうか。内容をちょっと詳しくお願いします。

◎ 議長（伊藤政博）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（帰山亮一）

説明させていただきます。生徒のキャンセル料につきましては、交通費、宿泊代、食事料、その他旅行会社での企画料金、保険料等、全てに渡りまして30%ということになりますが、引率する教員につきましては基本的に出張扱いということで旅費の支給されたものの中から対応するんですが、このように出張が中止になった場合につきましては、旅費の損失料ということで一定部分。宿泊代、交通費についてはキャンセル料が発生した分についてはその分を旅費の中で支給するというようになっております。ただ、修学旅行のように計画の中に食事だとかそういうものが当初から組まれているものについては旅費の中では精算できないと。損失料としてみることはできないということですね、最終的に引率教員の負担になってしまうという部分がございます、キャンセルになって中止になった分についての引率教員の負担をなしにするためにはこの部分、一部ですね、キャンセル料の中で教員分の分もみたいということで、児童生徒の分については掛かる経費の全額の30%、教員の部分については補填できない部分について補助するという考えで計算しております。

◎ 議長（伊藤政博）

4番、五十嵐君。

◎ 4番（五十嵐捷爾）

今回はですね、普通と違ってコロナということで、突然のね、事情だったんですけども、そういったものを加味してもらえなかったんですか、旅行会社さんに。どうですか。

◎ 議長（伊藤政博）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（帰山亮一）

キャンセル料については、やっぱり規定の中で何日前にキャンセルした場合については何割というようなことですね、その規定のとおりその辺も我々も了解した上で中止の判断する場合には掛かりますよということも含めてですね、この判断のタイミングになったということですね、旅行会社としても配慮したい部分はあるんですけども、うちだけではなくてあちこちで全部キャンセルになっているというような状況もございまして、この部分を考慮してですね、キャンセル料が発生しないというふうにはちょっと難しいかなということになっております。

◎ 議長（伊藤政博）

4番、五十嵐君。

◎ 4番（五十嵐捷爾）

昨年もですね、高校で60万のキャンセル料払いましたよね、取られましたよね。高校で60万のキャンセル料だったでしょ。今回、41万と言うと、相当キャンセル料って大きいんですよ。私はさっき、やめた時、中止した時間聞いたのそうなんですよね。あまりにも短くて、これだけキャンセル料掛かるのは仕方ないなと思ったんですけども、今後ですね、こういうことを踏まえて、キャンセル料発生する前に何とかそういうことをね、決定することを望みます。それで終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に教育費ありますか。

6番、松井君。

◎ 6 番（松井盛泰）

まずその前に1回につき質問は3回までと決められていますね。

◎ 議 長（伊藤政博）

議長が許せばいいことになっていますので。

◎ 6 番（松井盛泰）

議長ちょっとその辺注意しながら進めていただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

はい、じゃあ3回で質問を抑えるようお願い致します。

◎ 6 番（松井盛泰）

今、説明聞いていますと、キャンセルを決断したのは前の日か2日くらい前でしょ。どうもその辺がね、コロナって言うのはずっとこの感染症の騒動はずっと続いているんですよ。最終的に新型コロナの交付金をこれ充当するという考え方、甘い考え方あったのかなというふうにちょっと取られたんですが。これを30%の対象前に決断をすればですよ、40何万というのは別なコロナの費用で使えるんですよ。そんなの考えながらですね、早くこれを決断していただきたいかった。コロナって言うのは急に出た問題じゃないですよ。どんどん増えているのは当時からもうわかっていることなんですから、何もその先延ばしして、わざわざ30%該当になるまで伸ばす必要何ものもなかったと思うんですよ。ちょっと教育長の考えをお尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

先ほども申し上げましたとおり、私どもとしましては、可能な限り子ども達の修学旅行を予定どおり実施をするということで考えておりました。コロナウイルス感染につきましては、完全になくなるという状態になるまではまだまだ先の話でございまして、ウィズコロナの下でどれだけ社会生活を行っていくかということが極めて大事であるというふうに認識をしております。ですが、前週の週末に判断致しましたのは、子どもや保護者に、生徒や保護者に伝えるタイミングとしてはそのところがやはり妥当であろうということで、そこでやむなく判断をしたということでございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、松井君。

◎ 6 番（松井盛泰）

これから高校のやつも、今、調整中でこれから決めなきゃなんないですよ。だけど今、国内どこもコロナ最盛期と言えど変ですけども、凄く増えている。もうぼちぼちもう期限来ているでしょ。決断の期限は来ているんですよ。これはキャンセル料掛かるような形でそこまでぎりぎり延ばす意味、全く理解できません。そのように考えながらですね、早いとこ決めていただきたい。答弁は要りません。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に10款教育費ございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

説明資料の1ページの中学生の修学旅行が中止っていうことで、小学校は実施済み、高校は調整中ってことでございますけども、今、教育長が何回も言っていましたけども、本当に修学旅行を実施してやりたいという気持ちは私もわかるんですけども。やっぱりこの中学生の中止っていう部分でですね、やっぱり修学旅行ってなると、やっぱりその子どもさん達の一生の思い出なものですからね、やっぱり中止って言わないで日帰りでも何でもいいですから、そういう全員で何か行って記念写真の撮れるような形のものとかそういうものはなかなか考えてやることはできないんでしょうかね。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教 育 長 (本間茂裕)

中学校の修学旅行におきましては、第3学年で実施をしておりますことから、翌年度に先延ばしするという事は、まずできません。残された在学期間中にそうした代替のことができるのか、できないのか、これは学校の判断にお任せするしかありませんが、3年生はこれから来月になりますと、高校入試の出願、そしていよいよ高校入試、高校入試が終わりますと約1週間で卒業式というタイトな日程になります。そういうことも踏まえながら、また何と言っても感染状況を見ながらですね、学校の方と協議をして参りたいというふうに思っております。現時点ではちょっと見通しが立っていない状況でございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に。6番、松井君。

◎ 6 番 (松井盛泰)

どうもその教育長の決断が今一こう見えない。一番の目標は子ども達の安全安心なんですよ。それ以外何も考える必要ない。それだったら決断早くできるでしょ。どうですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教 育 長 (本間茂裕)

おっしゃるとおり、命、健康、安全が第一です。ですが、それと合わせてやはり修学旅行の持つ教育的な意義も達成したいという思いもございますので、そこのところを天秤にかけながら判断をして参りたいというふうに思っております。

◎ 6 番 (松井盛泰)

だからその天秤にかけることが何も考えていないって言うんだよ。天秤にかければ安全安心忘れてしまうって言うんだ。

◎ 議 長 (伊藤政博)

不規則発言は慎んでください。

◎ 6 番 (松井盛泰)

これは議事録に残さなくてもいいけどさ。

◎ 議 長 (伊藤政博)

他に質疑ございませんか。

8番、木村君。

◎ 8 番 (木村 一)

青少年交流センターちょっと何カ所、ちょっと確認したいんですけども、改修終わった後の人数、収容人数は現在よりちょっと何人多くなるか、その辺ちょっとお願いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

社会教育課長。

◎ 社会教育課長 (松本泰行)

現在59名が入寮可能で、今回の改修で64名ということで、5名増えることになります。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、木村君。

◎ 8 番 (木村 一)

5名の増ということで、今、高校の願書も受付終わっているのか、始まっているのか、ちょっとその辺は不確定なんですけども、現在のところ野球で例えば来たいという人、何名くらいいるの。その辺まだ把握していない。高校の。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教 育 長 (本間茂裕)

出願に関わることで、1月の20日から願書の受付が始まりますので、それを待たないとどれくらいかちょっとまだ見通しが立っておりません。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、木村君。

◎ 8 番 (木村 一)

1月20日まで待たなければ、これで64名の例えばこの中から想定で、仮定でものを答えるということは国会でもよくそれは控えさせていただきますということでは言っているんですけども、超えるようなことはないと思いますけども、これで収まるような大体形でそういう考えでいる、もし超えた場合にはどういうふうな対応を取るのか、ちょっともし考えがあったらお願いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ちょっと暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

社会教育課長。

◎ 社会教育課長 (松本泰行)

今現在ですね、3年生が卒業した後ですね、21名が入寮可能となります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

暫時休憩します。

休憩を取り消します。

木村議員の先ほどの質問は今後の対応ということですので、増えた場合ですね、どうするかということですけども。

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

20名を、入寮生が20名を超えているのは今の2年生と1年生だけが超えておりまして、大体平均をしますと、20から21ぐらいのところまで推移をしているということでございます。ご指摘のような状況がもし生まれたとしたら、あるいは生まれるとするならば、私どもの方で学校とも協議しながら対応を具体的に検討していきたいというふうに思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

8番、木村君。

◎ 8 番（木村 一）

対応をこれから協議するっていうことですね、そういう超えた場合に対しては。仮にそういうスポーツでやりたいという子どもが来た場合には、当然残りの収容人数が溢れた場合はそこでやっぱり足切りしなきゃない現状がある。だからその辺を思いがある高校生を例えば受け入れるのか、しかしそれ以外でこの収容人数がこれしかできませんからその辺で足切りして断念させるのか、その対応の仕方は今後検討するっていうけども、もう大体今からそういう考え、教育長ありませんか。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教 育 長（本間茂裕）

足切りというのはちょっとどういうことなのかなという、理解できなかったんですけども、学校には定員がありますので、その定員内で生徒を受け入れるという義務がありますので、それはしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。それから先ほど来、議員が心配されている例えば数を超えた場合の対応については、今、具体的にお話はできませんけども、内部的にいろいろなケースを想定して検討をしております。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは歳出全般に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

歳出の27ページのニラの水圧の部分でちょっと。これ対象は何かそういう共同の組織の部分で、それとも個人の方の部分の助成なのか、その辺どうなんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産 業 振 興 課 長（三原知明）

導入したのはニラの生産組合で、ニラの生産組合に対して助成するものです。

◎ 議 長（伊藤政博）

個人で使うのか、共同で使うのかっていう話。

◎ 産業振興課長（三原知明）

今回の試験導入ですので、今回についてはニラの共選所に設置してですね、試験検証として使っていますので、個人でも団体でもなくですね、検証のために使っていると。その中で例えばどのぐらい省力化が図れるだとか、水を使いますのでどのぐらいの洗浄能力ですとか、土壌菌を除去する能力があるかですとか、そういったことをホクレンと一緒にやって今、検証しているという仕組みでやっております。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

そうしますと、使う人達は変な話、不特定多数の人達が自分達のある程度時間があつたら使うという形で理解してよろしいんですか。それからですね、やっぱり水を使いますから水の汚れが、処理の部分でそういう施設がきちっとした形で整備しておくのか、その辺についてお伺いしたいです。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（三原知明）

ご説明します。今年度入れたのは1年間のリースとして試験的に入れていますので、その結果を見て、今後、各農家なり農業法人がそれらを導入していくかどうかの判断材料にしていくという仕組みです。水については、ちょっと詳しいことまだ私も聞いていないんですが、そんなに大量の水を使う訳ではなくて、立派な設備を整えなきゃなんないとか、外構を整備しなきゃなんないだとか、そういったレベルのものではございません。

◎ 議長（伊藤政博）

それでは、他に歳出の質疑がなければ歳出の質疑を終わります。

ここで、暫時休憩致します。

再開は、午後1時と致します。

（ 休憩 午後0時02分 ）

（ 再開 午後1時00分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

質疑の途中であります。歳出の質疑が終わりました。

次に歳入、地方債一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 令和2年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第10、議案第2号、『令和2年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

令和2年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について。

令和2年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の財源を組み換え、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,558万8千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出から説明させていただきます。6ページをお願い致します。9款諸支出金、1項3目償還金に163万9千円を追加し、179万4千円とするものです。22節償還金利子及び割引料に令和元年度の北海道保険給付費等交付金普通交付金額の確定による返還金を追加するものです。

7ページです。10款1項1目予備費から163万9千円を減額し、205万9千円とするもので、22節の返還金の追加により予備費を減額するものです。

次に歳入です。3ページをお開きください。1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税から1,033万円を減額し、1億1,134万7千円とするものです。新型コロナウイルス感染症の影響により、国保税の減免の見込により、それぞれ減額するものです。

次に4ページです。3款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金に413万2千円を追加し、4億7,841万3千円とするものです。新型コロナウイルスの影響により、減免となる保険税収入を補填するための交付金の増額になります。

次に5ページです。8款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金に619万8千円を追加し、625万9千円とするものです。道支出金と同様に新型コロナウイルスの影響により、減免となる保険税収入を補填するための交付金の増額となります。説明は以上です。ご審議よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第3号 令和2年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第11、議案第3号、『令和2年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長(鳴海英人)

議案第3号、令和2年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について。

令和2年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ522万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,994万3千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出から説明致します。6ページをお願い致します。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に56万1千円を追加し、436万8千円とするものです。12節委託料に後期高齢者システム改修業務委託料として追加するものです。

次に7ページです。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金に466万4千円を追加し、7,450万8千円とするものです。18節負担金補助及び交付金に額の確定による保険料等負担金を追加するものです。

次に歳入です。3ページをお願い致します。1款1項1目後期高齢者医療保険料に509万7千円を追加し、4,815万7千円とするものです。現年度分及び滞納繰越分として納付が見込まれる額を追加するものです。

次に4ページです。3款繰入金、1項1目一般会計繰入金に1万6千円を追加し、3,085万9千円とするものです。内容は事務費繰入金で後期高齢者医療システム改修費の追加によるものです。

次に5ページです。6款国庫支出金、1項1目国庫補助金に11万2千円を追加し、11

万2千円とするものです。内容は後期高齢者医療システム改修に対応する補助金の追加となります。説明は以上です。ご審議をよろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第4号 令和2年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第12、議案第4号、『令和2年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（鳴海英人）

議案第4号、令和2年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

令和2年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ305万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,692万4千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出から説明致します。8ページをお願い致します。2款保険給付費、2項1目高額介護サービス等給付費に50万円を追加し、1,140万円とするものです。18節負担金補助及び交付金で高額介護サービス等給付費に不足と見込まれる額を追加するものです。

9ページです。4款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、2目介護予防ケアマネジメント事業費に38万8千円を追加し、162万7千円とするものです。13節使用料及び賃借料で総合行政システム利用料に不足と見込まれる額を追加するものです。

10ページです。4款地域支援事業費、3項包括的支援事業費・任意事業費、3目生活支

援体制整備事業費に32万5千円を追加し、1,317万4千円とするものです。内容は4月に主事から主査へと昇格した職員1名の給料及び職員手当等に不足分を追加するものです。

次に11ページです。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金に184万2千円を追加し、233万8千円とするものです。22節償還金利子及び割引料に令和元年度地域支援事業実績による額の確定に伴い、国庫及び道交付金の返還分として追加するものです。

次に歳入です。3ページをお開きください。3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金から18万1千円を減額し、3,080万7千円とするものです。新型コロナウイルス感染症の影響による第1号被保険者保険料減免に係る財政支援分として見込まれる分を減額及び追加するものです。

4ページです。5目保険者機能強化推進交付金に31万円を追加し、69万4千円とするものです。地域支援事業に係る補助金として見込まれる額を追加するものです。

5ページです。6目介護保険災害等臨時特例補助金に18万1千円を追加するものです。新型コロナウイルス感染症の影響による第1号被保険者保険料減免に係る財政支援分として見込まれる分を追加するものです。

次に6ページです。7目保険者努力支援交付金に65万8千円を追加するものです。地域支援事業に係る補助金として見込まれる分を追加するものです。

次に7ページです。7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金に208万7千円を追加し、1,017万4千円とするものです。1節介護保険事業基金繰入金に令和元年度地域支援事業等の実績に伴う額の確定により、国庫及び道交付金の返還金として基金から繰入れをするものです。説明は以上です。よろしくご審議お願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第13、『議長の諸報告』について行います。

議会運営委員会において、定数の欠員を生じたことから、知内町議会委員会条例第7条第

4項の規定により、議長において、12月10日付で笠松悦子君を指名した旨、報告致します。

● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第14、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮りします。議会を代表して、正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。このことを承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度、議長において、指名することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認め、その都度、議長において指名することに決定しました。

● 閉会宣言

◎ 議長（伊藤政博）

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和2年第4回知内町議会定例会を閉会します。

どうもご苦労様でした。

（ 閉会 午後1時14分 ）